

中間とりまとめのためのたたき台(1)

第1 離婚に関する訴えの国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、離婚に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき（注3）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注4）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1） 単位事件類型としての「離婚に関する訴え」とは、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴えをいう（人事訴訟法第2条第1号参照）。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2） 【甲案】においては、①から③までに加え、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

（注3） 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が

日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

(注4) 【乙案】①については、原告が我が国に居住している期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、さらに検討する。

(補足説明)

1 部会資料2からの変更点

(1) 甲案

ア 本文①

人事訴訟事件の当事者の一方が複数存在する場合について、併合管轄に係る規律を設けることを想定した上で(注)、身分関係の当事者である被告が複数となる場合はそのうちの一人ですりとした部分(「数人あるときは、そのうちの一人」)を削除した。

(注) 部会の議論では、併合管轄に係る規律について、異なる身分関係に係る請求に関して併合管轄により管轄権を認めることについて批判的な意見が多かったことを踏まえると、一つの身分関係に関して複数の請求がされる場合(例えば、子の提起する両親間の協議離婚無効確認の訴え)に限定して規定を設けることが考えられる。

イ 本文②

変更はない。ただし、(注3)として、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するとすべきか否かを引き続き検討することを注記した。

ウ 本文③

当該訴えに係る身分関係の当事者の最後の共通住所地(婚姻住所地)について、原告の住所地である場合に管轄を認める規律を追加した。

エ 本文④

部会資料2では、【甲案】③として、最大判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁を参考に、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が行方不明である場合など、当該国の住所地国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難である場合に管轄を認める規律を提案していたが、部会での議論を踏まえ、「当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が行方不明であるときその他」との例示部分を削除し、規律の在り方

を引き続き検討することを（注2）として注記した。また、総論的な規律の在り方に関する検討において、いわゆる緊急管轄に関する規定を設けることを支持する見解も多かったことなどから、（注2）として、本文④のような規律の要否を引き続き検討することを注記した。

なお、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合を想定した部分（「(数人あるときは、それらのすべて)」というものは、やや細かな部分であるため、中間試案の検討との関係では省略した。

(2) 乙案

ア 本文①

変更はない。

イ 本文②

甲案本文②に対応して（注）、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人である場合に我が国に管轄権を認める規律を追加した（これに伴い、部会資料2の乙案では本文②としていた規律を本文③に移動した。）。

（注） ただし、乙案によれば、訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所地が日本国内にある場合には管轄を認めることとしているため（乙案本文①）、部会においては、乙案本文②においては、例えば、当該身分関係の当事者の住所地が日本国内にあることを付加的要件とすべきであるといった指摘はない。

2 検討すべき論点

(1) 甲案・乙案に共通の問題点

ア 訴えに係る身分関係の当事者の住所を管轄原因とする場合において、その者が死亡していたときについての規律を設けるか否か（甲案の①及び乙案の①）

国内裁判管轄に係る人事訴訟法第4条1項によれば、身分関係の当事者の住所地と並んで、身分関係の当事者の死亡時の普通裁判籍を有した地を管轄原因としている。部会資料2においては、離婚に関する訴えにつき、被告ないし当事者の一方の住所地を管轄原因とする場合、その死亡時の住所地をも管轄原因とすることを取り上げていなかったが、実親子関係事件の国際裁判管轄に係る議論では、当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の時の住所地について管轄原因とすることを取り上げたところ、具体的な規律の在り方については議論があったものの、これを全

く否定する意見は見られなかった。

そこで、離婚に関する訴えについても、上記のような管轄原因を認めるべきかが問題となる。

実親子関係事件の国際裁判管轄の議論を参考とすれば、甲案においては、①訴えに係る身分関係の当事者が原告である場合（例えば、妻であった者が提起する死亡した夫であった者に対する協議離婚無効確認の訴え）、当該訴えに係る身分関係の他の一方の死亡時の住所地に管轄を認める、②訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合（例えば、子が提起する死亡した母と死亡した父に対する協議離婚無効確認の訴え）、当該身分関係の当事者が全て死亡しているとき、当該死亡した身分関係の当事者の死亡時の住所地が日本国内にあるとき（当該当事者が複数人であればそのうちのいずれかが日本国内に住所を有していたとき）、我が国にも管轄を認めることが考えられる。

乙案についても、上記甲案と同様の考え方に基づく規律を設けることが考えられる。

この点について、どのように考えるか。

イ 訴えに係る身分関係の当事者の住所地だけでなく、居所地に管轄を認めるか否か

部会では、例えば、確定的な住所を有したとまでは評価し難いが一定期間、同一の場所での生活を繰り返しているような場合など、住所はないが居所はあるというべき場合（注）、居所地を住所地に次ぐ管轄原因として認めるべきではないかとの意見もあった（さらに、応訴負担の観点から、被告についてのみ、居所地を管轄原因とすべきとの意見もあった。）。

しかし、①被告の防御の観点から、居所地であれば被告の応訴が容易であるとはいえないとの指摘があり、また、②事案と我が国との関連性という観点からは、単に居所があるというだけでは、一概に管轄を認めて良いほどの十分な関連性があるとはいえないとの指摘もあった。

そこで、本文では、居所地を管轄原因とすることを提案していないが、この点について、どのように考えるか。

（注） なお、当事者の居所地を管轄とする意見は、当該当事者の住所地がないことを前提としているところ、「住所」が不明であるとされる場合が日本国内での住所なのか、外国での住所をも含むのかとの指摘があった。民事訴訟法第3条

の2第1項においては、被告の住所が外国にある場合、日本国内での居所を根拠として我が国に管轄権は認められないとされていることを踏まえると、仮に、被告の居所地に管轄原因を認める場合、当該民事訴訟法における規律と同様のものとする（すなわち、上記「住所」には外国での住所を含む。）ことが考えられる。

(2) 甲案に関する問題点

ア いわゆる本国管轄に関する問題点（甲案②）

(ア) いわゆる本国管轄（国籍による管轄）を認めることの適否

部会では、いわゆる本国管轄を認めることについて、概ね好意的な意見が多かったが、日本人というだけで我が国に管轄を認めることに消極的な意見もあった。

(イ) 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が日本人であれば足りるか、当該当事者双方が日本人であることを要するか

また、部会では、当事者の一方が日本人であれば、我が国の管轄を認めるべきであるとの意見（なお、当事者の一方が日本人であり、かつ、被告の同意がある場合に我が国に管轄を認めるとの見解も出されたが、この点については後記エで検討する。）があったが、これに対しては、主に、当該訴えに係る身分関係の当事者である日本人が原告となる場合を念頭に、我が国と関連性のない者が被告として我が国で応訴を余儀なくされることは行き過ぎであるとの指摘があった。

本文では、部会において上記後者の意見が比較的多数であったことを踏まえ、当該訴えに係る事案と我が国との密接な関連性を確保する観点から、当事者双方が日本人である場合に我が国に管轄を認めることを提案しているが、この点についてどのように考えるか。

(ウ) 訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所地が日本国内あることを付加的要件とすることの適否

部会においては、①当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であれば我が国との十分な関連性が認められるというべきである（法の適用に関する通則法第25条、第27条は当事者双方が日本人であれば日本法を準拠法としている。）として、特段の付加的要件を要求しないとの意見と、②当該訴えに係る身分関係の当事者双方が外国に住所を有する場合は、当該身分関係の当事者本人の陳述聴取や証拠収集

に時間を要し、我が国の裁判所が適切な判断をすることができない可能性もあることから、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所地が日本にあるときなど、我が国との関連性が一定程度強い場合に限って管轄を認める（なお、当該身分関係の当事者以外の者が原告になっている場合は、当該身分関係の当事者の国籍を根拠とする管轄を否定する。）ことが考えられるという意見があった。

本文では、上記②のような見解も存在することを考慮し、いずれの見解によっても管轄が認められるものとして、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所地を付加的要件として要求する案を提案した上で、（注3）として、付加的要件の要否についてはさらに検討をすることを提案している。この点についてどのように考えるか。

イ 訴えに係る身分関係の当事者の最後の共通住所地に関する問題点（甲案③）

(ア) その適否

部会では、①管轄原因として外形的に明確に定めることができ、②当事者が自らの責任でいったん同居することを合意してその居を定めた地であるから、密接関連性及び当事者の予見可能性があることなどの理由から、訴えに係る身分関係の当事者の最後の共通住所地を管轄原因とすべきとの意見が強かった。そのため、本文では、これを管轄原因として認めることを提案している。

(イ) 訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所地が日本国内にあることを付加的要件とするものの適否

部会においては、【甲案】に立つ場合に、訴えに係る身分関係の当事者の最後の共通住所地による管轄を認める際には、付加的に我が国が、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所地であるときに限って管轄を認める（なお、当該身分関係の当事者以外の者が原告になっている場合は、当該身分関係の当事者の国籍を根拠とする管轄を否定する。）ことが考えられるとの意見が比較的多く述べられた。そのため、本文では当該原告住所地が我が国にあることを要求することを提案している。

ウ 緊急管轄に類する規律に関する問題点

部会においては、①離婚に関する訴えの管轄原因として緊急管轄に類

する規律を設けるべきであるとする意見と、②一般的な緊急管轄に係る規律で対処すべきである、又は、解釈に委ねるべきであるとして、個別の単位事件類型において緊急管轄に類する規律を設ける必要はないとの意見とが存在した。

本文④では、上記のとおり提案とするが、上記①の見解による場合にどのような規律とするかについて必ずしも議論が熟しているとはいえないことも考慮して、(注2)として、その旨の規律の要否及び必要とする場合の規律の在り方を引き続き検討することを注記している。この点について、どのように考えるか。

甲案④においては削除したが、「被告が行方不明であるとき」を例示することについては、客観的な明確性を確保する観点からこれを明示すべきとの意見と、例示することはしないで解釈に委ねることが考えられるとする意見とがあった。また、「行方不明」に該当する場合を明確化するために、送達場所としての住所が不明である場合を意味する文言とすべきとの意見もあった。

また、「被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」について、被告の住所が日本国及び外国のどこかには存在するが、どこにあるのかは分からない場合も含むのであれば表現として適切ではないという意見のほか、「著しく困難」では規律として不明確であるという意見、当該要件に例えば「日本の裁判所で審理、裁判をすることが当該訴えに係る身分関係の当事者間の衡平を図るために特に必要であること」といった要件を付加するべきであるという意見があった。

エ 当事者の合意（同意）を原因とする管轄に関する問題点

部会での議論においては、①人事訴訟法は、国内裁判管轄に係る規律において、離婚に関する訴えにつき、合意管轄及び応訴管轄を認めていないこと、②合意管轄を認める場合、合意の時期を限定する必要があるところ、その明確な要件設定は困難であると考えられること、③合意管轄及び応訴管轄を認めるためには、一般に合意又は応訴によって生じる不利益を十分に理解した上で合意又は応訴をしていることが必要であるが、特に渉外的要素のある事件においては手続上の負担の程度が大きいののみならず、どの国が法廷地となるかは、当該国の国際私法を通じて準拠法が指定されることとなり、そのリスクを予測して合意又は応訴をすることは一般的には困難であることなどの理由から、離婚に関する訴えについて合意管轄及び応訴管轄を認めることには消極的な意見が

強かった。

もっとも、我が国の裁判所に訴えが提起された時点において、被告が事実上、我が国の裁判所において審理及び裁判することに反対していない場合には、離婚に関する訴えにつき我が国の裁判所の管轄権を認めるべきであるとの意見があった（注1）（注2）。

しかし、このような見解に対しても、上記①及び③同様の批判があるほか、家事調停事件に係る国際的な管轄において合意管轄を認めること（注3）でも対応できるのではないかという観点から、その必要性に疑問があるとの指摘があった。

本文は、合意（同意）による管轄については批判的な意見が多数であったことを踏まえ、当該管轄原因を提案しないこととしているが、この点についてどのように考えるか。

（注1） この意見は、訴えの当事者（被告）となるべき者が訴えの提起前に我が国の裁判所で訴訟を行うことを予め合意した場合、当該合意に拘束されないという点において合意管轄とは異なり、また、訴状の被告への送達を前提としないという点において応訴管轄とは異なるものとして主張された。

（注2） なお、具体的な当該合意による管轄を認める場合でも、我が国との一定の関連性を要求すべきとの指摘があった。

（注3） ただし、我が国では、家事事件手続法において合意に相当する審判又は調停に代わる審判が認められていることを踏まえ（第277条以下、第284条以下）、家事調停事件において合意管轄を認める事件の範囲から人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を対象外とすることを検討する必要がある。

(3) 乙案に関する問題点

ア 原告住所地に管轄原因を認めるに際して、居住期間の限定を設けるべきか否か（乙案の①について）

乙案に関しては、原告の住所地管轄を認めるに際し、ブリュッセルII bis 規則などに倣い、居住期間の要件を加重すべきであるとの意見もあった。

本文では、特に居住期間の要件を加重しない管轄原因を提案し、（注4）として居住期間を加重することについて更に検討することとしているが、この点について、どのように考えるか。

【参考】 ブリュッセルII bis 規則第3条（一般的裁判管轄権）

- 1 離婚、法的別居又は婚姻の無効に関する事件において、裁判管轄権は次の事項に該当する加盟国の裁判所に属する。
 - (a) 加盟国の自国領土において、
 - ・ (略)
 - ・ 申し立てが行われた直前に少なくとも1年間当該加盟国に居住していた場合は、申立人が、常時居住していること、又は
 - ・ 申し立てが行われた直前に少なくとも6ヵ月間当該加盟国に居住していた場合は、申立人が、常時居住しており、かつ当該加盟国の国民であること、若しくは連合王国及びアイルランドの場合は、申立人が当該加盟国に「住所(domicile)」を置いていること。
 - (b) (略)
- 2 (略)

イ その他、乙案について、追加すべき管轄原因があるか。

第2 婚姻に関する訴えの国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、婚姻に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする（注2）（注3）。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき（注4）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、婚姻に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき

- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「婚姻に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えをいう（人事訴訟法第2条第1号参照）。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 婚姻挙行地にも管轄を認めるか否かにつき、さらに検討する。

(注3) 【甲案】においては、①から③までに加え、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

(注4) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

(注5) 【乙案】①については、原告が我が国に居住している期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、さらに検討する。

(補足説明)

1 部会資料2からの変更点

本文は、部会資料2と同様、離婚に関する訴えと同一の管轄原因とすることを提案するものである（ただし、離婚に関する訴えにおける修正を婚姻に関する訴えについても行っている。）。

なお、離婚に関する訴えについて甲案を採用するのであれば婚姻に関する訴えについても甲案を、離婚に関する訴えについて乙案を採用するのであれば婚姻に関する訴えについても乙案を、それぞれ採用することになると考えられる。

2 婚姻挙行地（注1）を管轄原因とすることについて

部会においては、①我が国において訴えに係る身分関係の当事者である原告の関与なく偽造の婚姻届が提出された場合を念頭に、当該原告が我が国での裁判をできるようにすべきである、②婚姻挙行地（届出地）には証人等の証拠の所在する蓋然性も高い等の理由で、婚姻挙行地を管轄原因として認めるべきとの意見も出された（注2）。

他方で、①例えば、偽造の婚姻届か否かや、問題とされる婚姻届の作成等に関し、訴えに係る身分関係の当事者である原告の関与の程度について、被告に争う機会を保障すべきである、②婚姻挙行地の管轄を一般に認める

と、訴えに係る身分関係の当事者である原告の関与なく偽造の届出が提出されたとされる事案以外の事案も広く含まれることになり、それは過剰な管轄である、③訴えに係る身分関係の当事者である原告の関与なく偽造の婚姻届が提出された場合については緊急管轄に係る規律で対応することで足りる等の理由で、これに批判的な意見も出された（注3）。

本文においては、婚姻挙行地を管轄原因としない案を提案した上で、（注2）としてこの管轄原因について更に検討することを付記しているが、この点についてどのように考えるか。

（注1） 婚姻挙行地の概念については、例えば、法の適用に関する通則法に関しては、①婚姻届出地又は婚姻の儀式の挙行地、②両当事者の所在地、③婚姻の合意が表明された地、④両当事者が現在し合意を実質的に行う場所など、様々な解釈が行われている。管轄原因は明確に判断できることが望ましいとの観点から、この点に関して懸念を表する意見もあった。

（注2） なお、原告の住所地が我が国にあることを付加的要件として要求すべきであるとする見解があった。

（注3） 婚姻挙行地の管轄を認めるべきか否かを検討するにあたっては、いわゆる領事婚の場合や外国からの郵送による婚姻の届出の場合も念頭において、外国でなされた裁判を承認すべきかという点にも配慮すべきであるとの指摘もあった。

第3 財産分与事件

【甲案】 裁判所は、財産分与事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）（注4）

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき
- ② 申立人の住所が日本国内にあり、かつ、当事者双方が日本人であるとき（注5）
- ③ 申立人の住所が日本国内にあり、かつ、当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、相手方の住所がある国の裁判所に申立てすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当事者双方が日本人であるとき

(注1) 単位事件類型としての「財産分与事件」とは、家事事件手続法別表第2の4の項に規定する処分事件をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 財産分与は、離婚の場合(民法第768条)のほか、婚姻の取消しの場合(同法第749条)でも問題となるところ、離婚に関する訴えの管轄原因と婚姻に関する訴えの管轄原因とを異なるものとする場合(例えば、婚姻挙行地の管轄を認める場合)には、婚姻に関する訴えの管轄原因をも取り込む必要があるかにつき、検討を要する。

(注3) 財産所在地にも管轄原因を認めるか否かにつき、さらに検討する。

(注4) 【甲案】においては、①から③までに加え、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

(注5) 【甲案】②について、申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

(注6) 【乙案】①については、申立人が我が国に居住している期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、さらに検討する。

(補足説明)

1 本文は、部会資料2と同様、離婚に関する訴えと実質的に同様の管轄原因とすることを提案するものである(ただし、離婚に関する訴えにおける修正を財産分与事件についても行っている。)

2 検討すべき論点

(1) 「財産分与事件」という単位事件類型の評価

部会においては、財産分与事件は身分関係事件としての性格よりも財産関係事件としての性格が強いとして、①財産関係事件と同様の管轄原因を規定すべきである、又は、②離婚に関する訴え等よりも相手方(いわゆる附帯処分として申し立てられる場合では、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えの被告を想定)の防御に配慮した管轄原因を規定すべきであるとの意見があった(注)。

他方、財産分与は、民法上も事実上も、婚姻の取消し、離婚の効果(婚姻関係の清算の一環)であり、当事者もその意識が強いとして、離婚に関する訴えと同じ管轄原因を規定すべきであるとの意見も存在した。

本文は、部会での議論においては後者の見解を支持する意見が比較的多

数であったと考えられることに加え、前者の見解を支持する見解においても財産分与事件について、少なくとも婚姻の取消し又は離婚の訴えとのいわゆる併合管轄を肯定する見解が多数であったことを踏まえ、離婚に関する訴えと同様の管轄原因を提案するものである。この点について、どのように考えるか。

(注) なお、当該見解においては、離婚に関する訴え等の管轄があれば、財産分与事件について、具体的事案における密接関連性を要件としないで併合管轄を管轄を認めるべきであるとの意見が多かった。

(2) 財産分与の性質について

部会においては、我が国の民法上の財産分与を念頭においた場合、婚姻関係の清算的要素が中心ではあるものの、扶養的要素及び慰謝料的要素が含まれているため、清算的要素を念頭に置いた管轄原因を規律することに疑問を呈する意見もあった。

他方で、財産分与について、上記三要素を明瞭に区分することは困難であり、中心的要素である清算的要素に着目した管轄原因を設けることに理解を示す意見もあった。

本文は、部会での議論を踏まえ、清算的要素に着目して単一の管轄原因を設けているが、この点について、どのように考えるか。

(3) 財産所在地の管轄を認めるべきか否か

ア 部会においては、特に、夫婦が離婚等に際しいったん財産分与を行った後財産分与の対象とされていない財産が存在することが発覚したような事案を念頭に、財産所在地にも管轄原因を認めるべきではないかとの意見があった。

しかし、一方で、離婚等に際して行う財産分与は夫婦の共同の財産全体を分割する手続であることから、個別財産の所在地に着目して管轄原因とすることは疑問であるとの指摘があった。また、上記念頭においた事案については、緊急管轄により対処することで足りるのではないかとの指摘もあった。

イ なお、遺産分割事件においては、遺産に含まれる財産の所在地を考慮した提案がされている。

しかし、財産分与事件については、遺産分割事件とは異なり、①対象となり得る夫婦の共同の財産は通常双方に認識されているものと考えら

れること（なお、仮に夫婦の一方が夫婦の共同の財産を故意に隠匿し、財産分与を免れていた場合には不法行為による損害賠償請求等、民事事件としての対処が考えられる。）、②身分関係事件としての性格が強いことなど、なお、個別動産の所在地に着目した管轄原因を置かないことが考えられる。

ウ 以上を踏まえ、本文では財産所在地を管轄原因とすることを提案しないこととし、（注3）において、財産所在地の管轄原因を引き続き検討することを提案している。この点について、どのように考えるか。

第4 年金分割事件

厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

（注） なお、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号，平成27年10月1日施行）により、家事事件手続法別表第2の15の項の見出しは「厚生年金保険法」となり、同項の根拠となる法律の規定欄は「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第78条の2第2項」となる。

（補足説明）

1 部会資料2では、いわゆる年金分割事件については規定を設けず解釈に委ねることを提案していたが、部会での議論を踏まえ、これを改め、我が国の年金についての年金分割事件について、我が国の専属管轄とすることを提案するものである。

2 部会においては、我が国の年金の年金分割事件については、年金記録の書換え等、我が国の行政行為の原因になること（注）等を理由に、我が国の専属管轄とすべきであるとの指摘がされた。

本文は、上記の指摘があったことのほか、外国裁判が我が国の関係行政機関等に提出され年金記録の書換えが求められたような事例は把握されていないことを踏まえ、上記のとおり提案するものである。なお、外国の年金に関する事件については、引き続き、解釈に委ねられることになる。

(注) 家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めた場合、厚生労働大臣に対し、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができ(厚生年金保険法第78条の2第1項第2号, 第2項), 同請求があった場合、厚生労働大臣は標準報酬月額を改定し又は決定し、その旨を原簿(記録)に記録することとなる(同法第78条の6, 第78条の7)。

なお、厚生年金保険法には被保険者の資格(同法第二章第一節)を日本人に限る旨の規定はなく、外国人であっても被保険者となり得る。